

令和 8 年度 中心市街地・商店街等診断・サポート事業

巡回型支援 利用の手引き

令和 8 年 4 月

独立行政法人中小企業基盤整備機構

高度化事業部 経営診断統括室 まちづくり推進室

1. 事業概要

中小機構では、中心市街地または商店街を中心としたエリアの発展と地域経済の活性化を図ることを目的に、「中心市街地・商店街等診断・サポート事業」を実施しています。

本事業は、「まちづくりオンライン相談」「巡回型支援」「パッケージ型支援」の3つの支援方法により、エリアの活性化を推進する組織並びに多様な組織が連携して実施する事業を支援することで地域経済の循環と地域の持続的発展を図ることを目指しています。

「巡回型支援」では、地域における課題の解決やエリアの活性化に向けた「ビジョンの策定」「実施事業の推進」「事業を推進する組織」の3テーマを対象に、専門家が現地訪問やヒアリング等を通じたアドバイスを無料で行います。

なお、支援を行う専門家は中小機構が選定します。申請者が希望する専門家を派遣する事業ではないことを、あらかじめご承知おき下さい。

2. 事業の要件

支援対象者	中心市街地・商店街等診断・サポート事業の目的を理解し、地域課題の解決やエリアの活性化に向けて取組む以下の方が対象となります。 ・地域支援機関（商工会・商工会議所など） ・地域活性化に取組む者（※1 詳しくは下記記載） ・中心市街地活性化協議会 ・認定民間中心市街地商業活性化事業者である中小企業者（中心市街地活性化法第7条第9項、第42条）
受付期間	令和8年4月1日（水）～令和9年2月26日（金）
支援実施期間	令和8年4月中旬～令和9年3月12日（金）
利用回数	年間合計 3回以内
支援内容	中心市街地または商店街を中心としたエリアにおける「ビジョンの策定」、「実施事業の推進」及び「事業を推進する組織」に関して下記を実施します。 ・専門家の事前ヒアリングを通じた課題整理 ・課題に対して参考となる事例の紹介 ・課題に対して専門家の知見・ノウハウに基づく助言など
その他	・支援において会議やワークショップ等を実施する会場及び必要な備品については、申込者にて用意していただきます。

（※1）地域活性化に取組む者

（ア）商店街等（商店街その他の商業の集積又は問屋街をいう。以下同じ。）を構成する団体であって、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第9条ただし書きに規定する商店街組合又はこれを会員とする商工組合連合会において法人格を有するもの。

（イ）法人化されていない商店街等を構成する任意の団体であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの。

（ウ）いわゆるまちづくり会社等、当該地域のまちづくりや商業活性化の担い手として事業に取り組むことができる中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者）であって、定款等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるものをいう。なお、次のいずれかに該当する者を除く。

- ・中小企業者以外の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される者
- ・申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の

年平均額が15億円を超える者

(エ) (ア) から (ウ) に類する団体であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの。

(※2) 事業成果の公開への同意

本事業の成果について、本事業の報告書のほか、中小機構及び中小企業庁が活用・公表することがございます。なお、事業実施中に写真撮影（個人情報の保護や企業秘密の保持に配慮します）し、活用することがあります。

3. 申込から支援までの流れ

利用申込書の提出 (申請者)	様式第10「巡回型支援利用申込書」に必要事項をご記入の上、下記の利用申込先に電子メールにてお送りください。 巡回型支援希望日の1か月前までに、申込書を提出してください。 ※相談内容に資料内容に不備があった場合などには、修正・再提出を求める場合がございます。期日に余裕を持ってご提出ください。 <u>利用申込先</u> 独立行政法人中小企業基盤整備機構 高度化事業部 まちづくり推進室 MAIL machi-support1@smrj.go.jp
-------------------	---

※申込様式は中小機構ホームページからダウンロードできます。

https://www.smrj.go.jp/supporter/urban_vitalization/support/index.html

▼

事前オンラインヒアリング (専門家・申請者)	提出された申込書の内容を確認後、専門家による事前ヒアリングをオンライン（Microsoft Teams または Zoom）で実施します。実施日時は、担当者より電子メール等で調整をさせていただきます。 ※過年度に中心市街地・商店街等診断・サポート事業を活用した実績がある申請者については、事前オンラインヒアリングを省略する場合があります。
---------------------------	--

▼

採択・支援日程調整 (機構→申請者)	提出された申込書の内容及び事前ヒアリングに基づき、採択手続きを行います。採択された場合は、中小機構にて派遣する専門家を選定し、担当者より電子メールにて採択の連絡と日程調整の案内をさせていただきます。なお、巡回型支援の要件に合致しない場合はオンライン相談支援の活用を勧める場合があります。 ※巡回型支援を行う専門家の都合により、ご希望の日程で実施できない場合は日程調整にご協力いただく場合がございます。
-----------------------	--

▼

巡回型支援実施	初回訪問では、事前調整のうえ現地踏査を行う場合があります
---------	------------------------------

▼

終了後アンケート提出 (申請者)	巡回型終了後には、こちらで用意したアンケートにご回答いただきます。 ※複数回実施する場合は最終回の終了後にアンケートにご回答いただきます
---------------------	--

4. 個人情報の取扱いについて

申込時にご記入いただく情報には「個人情報」が含まれていますが、中小機構では、当該個人情報を「個人情報の保護に関する法律」など関係法令等に従い適切に取り扱います。

また、以下の＜個人情報の取扱いについて＞ご同意の上で、応募いただきますようお願いいたします。

＜個人情報の取扱いについて＞

ご提供いただく個人情報は、事業の管理・運営、事業等に関する各種連絡のために利用します。なお、ご提供いただけない情報がある場合、相談を行えない場合がございます。

また本事業は、中小機構が「中心市街地・商店街等診断・サポート事業」を中小企業庁及び各地域の経済産業局及び沖縄総合事務局と連携して実施することから、申込時にご記入いただいた情報（個人情報を含みます）等を上記機関で共有しますが、当該情報は各機関が関係法令等に基づき適切に取り扱います。

なお、各機関とも、収集した個人情報については、法令に基づく開示請求があった場合、本人の同意があった場合、その他特別の理由のある場合を除き、第三者には提供いたしません。

但し、本業務の一部を委託し、当該業務委託先に対して、必要な範囲で個人情報を提供することがあります。

▼個人情報に関する中小機構の問い合わせ窓口

（個人情報の利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加・削除など）

〒105-8453 東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル 6 階

中小企業基盤整備機構 総務部総務課 個人情報保護担当 電話：03-5470-1500

<https://www.smrj.go.jp/privacy/>

5. 問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構 高度化事業部 経営診断統括室 まちづくり推進室

〒105-8453 東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル

TEL：03-5470-1632 MAIL：machi-support1@smrj.go.jp

URL：https://www.smrj.go.jp/supporter/urban_vitalization/support/index.html